

渋川市告示第177号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市内の字の区域を別紙変更調書のとおり告示する。

なお、この字区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項に規定する換地処分公告があった日の翌日から生じる。

平成20年12月22日

渋川市長 木 暮 治 一

この謄本は、渋川市告示第177号の原本と相違ないことを証明する。

平成21年1月16日

渋川市長 木 暮 治



別紙

変 更 調 書

大字	字	地 番
赤城町宮田	南	1 1 3 の一部

上記区域（同区域に隣接する道路、水路である市有地の全部含む。）及び赤城町宮田字南 1 1 3 の地先の道路、水路である市有地の一部を赤城町宮田字不動に変更する。

大字	字	地 番
赤城町宮田	不動	1 0 5 の一部

上記区域（同区域に隣接する道路である市有地の全部を含む。）及び赤城町宮田字不動 1 0 0 の 1、1 0 5 に隣接する道路である市有地の全部並びに赤城町宮田字不動 1 0 0 の 1、1 0 0 の 3 の地先の道路である市有地の一部を赤城町宮田字南に変更する。